

様式第二十七（第20条関係）（令2 財農水経産令4・金改）

農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の規定に基づく証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

農業競争力強化支援法施行規則第21条第1項の規定に基づく証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 施設の相当程度の撤去の比率 %
2. 設備の相当程度の廃棄の比率 %
3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用
 - (1) 設備廃棄等に係る減価償却資産の解体及び廃棄に係る費用
 - (2) 他に転用できない材料、半製品及び補修用部品の廃棄に係る費用
 - (3) 他に転用できない発注済みの材料及び補修用部品に係る費用
 - (4) 賃借した建物及びその附属設備に係る原状回復費用
 - (5) 設備廃棄等が行われた施設又は設備に係る業務に関して物品等の提供を行う事業者の補償に係る費用
5. 「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（記載要領）

1. 施設の相当程度の撤去の比率
 - (1)に規定する合計額から(2)に規定する合計額を除いたものを記載する。
 - (1) 別表1の「1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額」に、撤去する施設の内容、撤去する直前の帳簿価額及び撤去期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
 - (2) 別表1の「2. 撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額」に、施設を撤去する直前における、撤去する施設の帳簿価額と残存保有する施設の帳簿価額の合計額を記載する。
2. 設備の相当程度の廃棄の比率
 - (1)に規定する合計額から(2)に規定する合計額を除いたものを記載する。

- (1) 別表2の「1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額」に、廃棄する設備の内容、廃棄する直前の帳簿価額及び廃棄期日並びに帳簿価額の合計額を記載する。
- (2) 別表2の「2. 廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額」に、設備を廃棄する直前における、廃棄する設備の帳簿価額と残存保有する設備の帳簿価額の合計額を記載する。
3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額
当該設備廃棄等の直前の帳簿価額の合計額を記入する。
4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用
 - (1) 当該解体に係る工事並びに廃棄物の運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
 - (2) 当該材料、半製品及び補修用部品の帳簿価額及び売却損並びにこれを廃棄するための運搬及び処分に係る対価の額を記載する。
 - (3) 当該材料及び補修用部品（納入が行われないものに限る。）に係る対価の額を記載する。
 - (4) 自己の用に造作した建物及びその附属設備の撤去により必要となる原状回復のために支払った金額を記載する。
 - (5) 当該認定事業再編事業者のうち当該業務に係る特殊な材料若しくは部品の提供を行う者又は専ら当該業務に係る役務の提供を行う者に対して支払った補償金の額を記載する。
5. 「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額
「3. 設備廃棄等に係る減価償却資産の帳簿価額」及び「4. 廃棄等事業年度において設備廃棄等に付随して不可避的に発生した次に掲げる費用」の合計額を記載する。
(注) 「1. 施設の相当程度の撤去の比率」及び「2. 設備の相当程度の廃棄の比率」については、認定事業再編計画において事業再編を実施するための措置の内容として「保有する施設の相当程度の廃棄又は設備の相当程度の廃棄」を記載している場合についてのみ記載する。

別表1

1. 撤去する施設の内容及び帳簿価額

(単位：百万円)

	所在家屋番号	種類・構造	用途	床面積	帳簿価額	撤去期日
1						

2						
3						

合 計

2. 撤去直前に保有していた全ての施設の帳簿価額の合計額（単位：百万円）

別表 2

1. 廃棄する設備の内容及び帳簿価額

（単位：百万円）

	設置場所	名 称	用 途	数 量	帳 簿 価 額	廃棄期日
1						
2						
3						

合 計

2. 廃棄直前に保有していた全ての設備の帳簿価額の合計額（単位：百万円）